

勝田公民館新築工事設計・施工業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年10月

美作市

《目次》

1. 目的	1
2. 業務概要	1
3. 発注者及び事務局	1
4. 業務内容	2
5. 審査機関	2
6. プロポーザル（技術提案）のテーマ	2
7. 要求水準	3
8. 参加資格要件	3
9. 選定日程	6
10. 参加表明書等の閲覧及び取得	7
11. 提出書類及び提出方法等	7
12. 参加表明書等の記入要領及び注意事項	8
13. 参加表明書等に関する質問書の提出場所及び方法	9
14. 参加資格がないとされた理由の説明要求	10
15. 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施	10
16. 上限提案価格	10
17. 本業務費の支払い方法	10
18. 本業務契約	10
19. 結果の公表	10
20. 提出書類の取扱い	10
21. その他の事項	11

《提出書類》

(様式1) 参加表明書	13
(様式2) 参加表明に係る申立書	14
(様式3) 特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書	15
(様式3-添付) 特定建設工事共同企業体協定書	16
(様式4) プロポーザル実施要領に関する質問書	19
(様式5) 要求水準・技術提案に関する質問書	20
(様式6-1) 設計事務所の概要	21
(様式6-1) 施工業者の概要	22
(様式7) 設計事務所（施工業者）の業務実績	23
(様式8-1) 管理技術者の業務実績	24
(様式8-2) 各担当主任技術者の業務実績（設計業務）	25
(様式8-3) 総括責任者等の業務実績	27
(様式8-4) 主任技術者の業務実績（施工業務）	28
(様式9) 勝田公民館新築工事設計・施工業務実施方針等	29
(様式10) 勝田公民館新築工事に係る技術提案	29
(様式11) 勝田公民館新築工事設計・施工業務公募型プロポーザル参加者名簿	30

勝田公民館新築工事設計・施工業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、美作市（以下「市」という。）が計画する勝田公民館新築工事（勝田公民館、アーバンスポーツ施設）設計・施工業務（以下「本業務」という。）について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく発注を行うにあたり、最適な者を特定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施することに関し、参加資格要件、参加表明の受付、その他必要事項について定めるものとする。

なお、プロポーザルに関する事項については、本要領に定めるもののほか、本業務の「要求水準書」、「審査基準書」（以下「プロポーザル実施要領等」という。）に定めるものとする。

1. 目的

市が計画している勝田公民館の新築に係る設計・施工業務を発注するにあたり、柔軟な発想力、設計・施工能力、技術力、及び豊富な経験を有する受注者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 勝田公民館新築工事設計・施工業務 |
| (2) 施工場所 | 美作市真加部 36 番地 2 外 |
| (3) 業務概要 | 敷地面積 8,214.4 m ² <ol style="list-style-type: none">1. 公民館<ul style="list-style-type: none">・木造平屋建て 600 m²程度2. アーバンスポーツ施設<ul style="list-style-type: none">・BMX・スケートボード施設・スリーオンスリーコート×2面3. 駐車場<ul style="list-style-type: none">・駐車場 45 台程度 |
| (4) 発注業種 | 建築一式工事（設計・施工） |
| (5) 業務期間 | 契約の日から令和8年3月31日まで |
| (6) 発注形態 | 特定建築工事共同企業体による設計・施工一括発注方式 |
| (7) 地域地区 | 都市計画区域外 |

3. 発注者及び事務局

- | | |
|---------|---|
| (1) 発注者 | 美作市 |
| (2) 事務局 | 美作市教育委員会社会教育課
〒707-8501 岡山県美作市栄町 35
電話：0868-72-1113（代表） F A X：0868-72-1145
Email：shakaikyoiku@city.mimasaka.lg.jp
窓口対応時間 8時30分から17時15分（土・日・祝日を除く） |

4. 業務内容

本業務は、市が求める別冊の要求水準書及び契約書に基づき、以下の業務を予定する。なお、具体的な設計・施工業務の実施にあたっては、要求水準書に基づいて契約締結者が作成した業務実施方針、技術提案等に記載された内容を反映しつつ、市との協議により実施するものとする。

(1) 共通事項

- ア 各種説明会、会議への参加・協力（地元説明会、庁内会議等）
- イ 予備調査（地質調査及び地盤調査）
- ウ 参考資料の作成

(2) 設計業務

- ア 実施設計の作成（建築意匠・構造、アーバンスポーツ施設、電気・機械設備、駐車場及び外構工事）
- イ 積算業務（数量計算、単価作成、設計内訳書の作成）
- ウ 建築確認申請等の資料作成業務
- エ 補助申請等の提出書類作成

(3) 施工業務

- ア 公民館建築・アーバンスポーツ施設整備施工業務

5. 審査機関

参加表明書等の審査は、勝田公民館新築工事設計・施工業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。

6. プロポーザル（技術提案）のテーマ

本プロポーザル（技術提案）のテーマは次の3項目とする。提案に当たっては要求水準書に留意して作成すること。

- (1) 拠点公民館及び事務所機能を有し、幅広い年齢層が気軽に立ち寄り利用できる安心・安全な施設
 - ア 勝田地域における拠点公民館として、効率性や利便性の高い敷地利用等に関する考え方の提案
 - イ バリアフリーやユニバーサルデザインを基本に、乳幼児から高齢者までが集い交流できる施設の提案
 - ウ 地域の防災拠点としての役割を果たすことを想定した建築計画、構造計画、建築設備計画に関する提案
- (2) 建築費及び維持管理費のコスト縮減及び地域経済に考慮した事業計画
 - ア イニシャルコスト及びランニングコストの低減を図り、環境負荷低減並びに工期短縮にも配慮した建築計画の提案
 - イ 施工者の固有技術を活用し合理的かつ高品質を確保したVE提案
 - ウ 安全安心を考慮した木造建築とすることで、市内産材の利用・消費の拡大を図り、美作市の地域経済、特に林業分野における活性化に寄与する提案

なお、木材の使用に当たっては、建築基準法その他の法令に基づく範囲に基づいた提案とし、防音室については、鉄筋コンクリート造等の提案を受ける。

(3) 多くの若者が集う魅力あるアーバンスポーツ施設の整備

- ア 大会等の開催も視野に入れた公民館との繋がりのある全体的なレイアウトの提案
- イ 近隣の類似施設との差別化を図り、指定されたスペースを最大限利用し中級者から上級者をターゲットとしたセクションを配置しながら、初心者も利用できるスペースを確保した施設整備の提案
- ウ 様々な競技が共有できるセクションを配置し、利用者の誰もが気軽に利用でき今後も利用したいと思える施設となる提案
- エ 施設の防犯対策及び利便性の向上となる取り組みに関する提案

7. 要求水準

本業務における施設の要求水準は、「勝田公民館新築工事設計・施工業務プロポーザル要求水準書」によるものとする。

8. 参加資格要件

プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に挙げるプロポーザルに参加することができる要件（以下「プロポーザル参加資格要件」という。）を備えなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体の資格要件（設計・施工）

- ア 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員は2社とし、第1構成員（代表者）（後述(2)による）及び第2構成員（後述(3)による）の組み合わせとすること。
- イ 共同企業体の構成員は、本業務について他の共同企業体の構成員でないこと。
- ウ 共同企業体の構成員間で、取締役が兼任されているなど、実質的に経営が同一でないこと。
- エ 各構成員は、共同企業体協定書を締結し、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）に添付すること。
- オ 美作市事後審査型一般競争入札公告共通事項（以下「公告共通事項」という。）第1項の参加資格要件をすべて満たす者であること。
- カ 美作市契約規則第2条第3項の別記6第2条に該当しない者であること。
- キ 資格審査申請書の提出時において、美作市建設工事等入札参加資格に係る指名停止要領（平成17年告示第28号）、美作市建設工事等暴力団排除対策措置要領（平成18年告示第10号）若しくは、岡山県内の他の公共団体の指名停止基準に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。（資格審査申請書の提出期限の日から契約日までに市又は岡山県から指名停止措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。）
- ク 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受け、営業停止期間中でない者。

- ケ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条の規定に基づき監督処分をうけていない者。
- コ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は 19 条による破産手続き開始の申し立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされている破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申し立てを含む。）がなされていない者。
- サ 会社更生法（大正 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続きの申し立てをしていない者又は申し立てがなされていない者。
- シ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てがなされていない者。
- ス 会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたもので、再度の入札資格審査を行い、認定を受けた者については更生手続き開始又は再生手続き開始の申し立てをされなかったものとみなす。

(2) 第 1 構成員（代表者）の資格要件

ア 岡山県内に本店を有する者

※「本店」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち、主たる営業所（建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）のことをいう。

- イ 建設業法の規定により、建築一式工事について特定建設業の許可を有する者であること。
- ウ 美作市契約規則（平成 26 年規則第 33 号。以下「契約規則」という。）第 2 条第 3 項の別記 1 の建設工事請負契約入札参加資格に規定する資格を有する者で、令和 6・7 年度美作市入札参加資格審査申請書に添付した、建築一式工事の経営事項審査の総合評定値が 1,050 点以上の者であること。
- エ 施工実績に関しては、元請け又は共同企業体の出資比率が 20%以上である構成員として、平成 26 年 4 月以降に日本国内で別表に示す同種施設又は類似施設の単体若しくは複合建築物による延べ床面積 500 m²以上の施設（以下「別表に示す該当施設」という。）の新築工事を竣工した実績（CORINS 又は他の書類等で完了実績が証明されるものに限る）を有する者であること。
- オ 次の条件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を本業務に配置できる者であること。ただし、監理技術者は専任とする。
 - ① 当該工事の入札参加資格確認申請日以前に 3 カ月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、営業所等の専任技術者でない者であること。
 - ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 4 条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 に規定する一級建築施工監理技術者の資格を有する者。
 - ③ 監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者。

カ 設計施工一括発注方式による発注であることを踏まえ、総括責任者を置くものとする。

なお、総括責任者は、現場代理人を兼務できるものとする。

キ その他詳細は入札公告共通事項第3項によるものとする。

(3) 第2構成員の資格要件

ア 岡山県内に建築士事務所を有する者

公告日において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により岡山県に一級建築士事務所として登録を受け、岡山県内に同事務所を有する者であること。

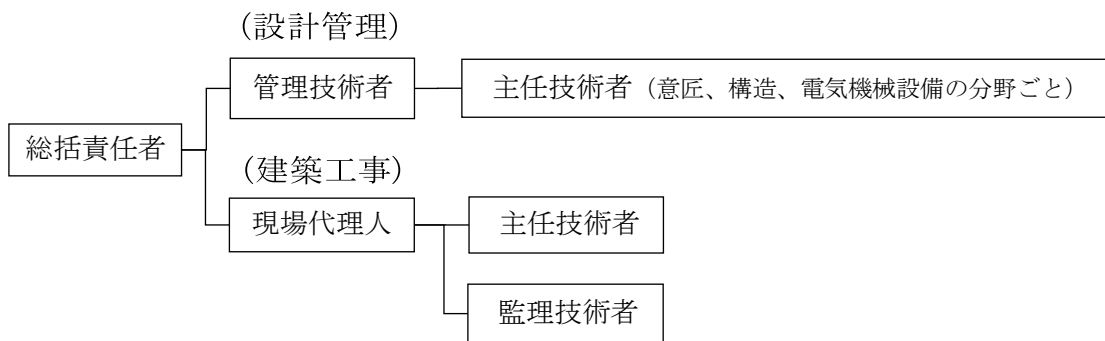
イ 美作市契約規則第2条第3項の別記6建設コンサルタント業務等入札参加資格に規定する資格を有する者であること。

ウ 業務実績に関しては、元請けとして平成26年4月以降に日本国内で別表に示す該当施設の新築工事の構造および設備設計監理の実績を有し、その実績が証明できる者であること。

エ 一級建築士を3名以上雇用している者であること。

オ 管理技術者は、当該業務の入札参加資格確認申請日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、平成26年4月以降に日本国内で別表に示す該当施設の新築工事の構造及び設備設計実務経験を有する者。

カ その他詳細は入札公告共通事項第3項によるものとする。



別表 国土交通省告示第98号（平成31年）別添二中

	建築物の類型	建築物の用途	
		第1類 (標準的な建物)	第2類 (複雑な設計等を必要とする建物)
同種施設	十二 文化交流 公益施設	公民館、集会場 コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、図書館、研修所 警察署、消防署等
類似施設	三 運動施設	体育館、武道館 スポーツジム等	屋内プール スタジアム等
	四 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
	七 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	_____

9. 選定日程

日 程	内 容
令和6年10月15日15時	公告及びプロポーザル実施要領等の公表 参加表明書等の交付 応募受付開始
令和6年10月15日15時から 令和6年10月23日17時まで	プロポーザル実施要領に対する質問受け
令和6年10月28日	質問に対する回答
令和6年10月29日9時から 令和6年11月8日17時まで	プロポーザル参加表明書及び参加資格審査申請書等の提出期限 ※11-(1)に示す書類
令和6年11月13日	参加資格審査結果の通知（第一次審査結果）
令和6年11月13日9時から 令和6年11月22日17時まで	要求水準・技術提案に関する質問受け
令和6年11月29日	質問に対する回答
令和6年12月16日9時から 令和6年12月25日17時まで	技術提案書等受け ※11-(2)に示す書類
令和7年1月中旬	第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング） 実施予定
令和7年1月下旬	選定結果公表
令和7年1月下旬	仮契約 ※11-(3)に示す書類
令和7年2月上旬	本契約（議会承認後）

※第二次審査実施日及び以降の日程等については、技術提案書等の提出のあった共同企業体の代表者に通知する。

10. 参加表明書等の閲覧及び取得

(1) 取得方法

美作市ホームページより取得すること。

(2) 閲覧及び取得期間

令和6年11月6日 17時まで。

11. 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類（参加希望者）

参加希望者は、次に挙げる書類を提出しなければならない。

- ア 参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1）
- イ 参加表明に係る申立書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式2）
- ウ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書・・・・・・・・（様式3）
- エ 特定建設工事共同企業体協定書・・・・・・・・（様式3-添付）
- オ 設計事務所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・（様式6-1）
- カ 施工業者の概要・・・・・・・・・・・・・・・・（様式6-2）
- キ 設計事務所（施工業者）の業務実績・・・・・・・・（様式7）
- ク 管理技術者の業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・（様式8-1）
- ケ 各担当主任技術者の業務実績（設計業務）・・・・・・・・（様式8-2）
- コ 総括責任者等の業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・（様式8-3）
- サ 主任技術者の業務実績（施工業務）・・・・・・・・（様式8-4）

(2) 提出書類（参加資格適合者）

第一次審査（書類審査）実施後、参加資格適合者となったものは次に挙げる書類を提出しなければならない。

- ア 勝田公民館新築工事設計・施工業務実施方針等・・・・・・・・（様式9）
- イ 勝田公民館建築に係る技術提案・・・・・・・・・・・・・・・・（様式10）
- ウ 勝田公民館新築工事設計・施工業務公募型プロポーザル参加者名簿・・（様式11）
- エ 本業務費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 任意）

(3) 提出書類（優先交渉権者）

第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）実施後、優先交渉権者となった者は次に挙げる書類を提出しなければならない。

- ア 建設業法に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- イ 特定建設業の許可証明書の写し
- ウ 営業所一覧表（建設業許可申請別表の写し）
- エ 資本関係・人的関係等に関する調書
- オ 460円分の切手を貼り付けし、宛名を記載した定型の封筒（審査結果通知用）

※ アからエについては各構成員分を提出すること。

※ 提出期限等の詳細については優先交渉権者決定後、優先交渉権者に通知する。

(4) 書式等

- ア 参加表明書等は、別添の様式による。用紙の大きさは様式1から様式8及び様式

11は日本工業規格A4とし、様式9及び様式10は日本工業規格A3とする。
なお、本業務費見積書は任意様式（消費税及び地方消費税込みで記載）とする。
イ書類の作成及びプロポーザルに用いる言語、通貨及び単価は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(5) 提出場所

3-(2)に定める事務局とする。

(6) 提出方法

ア 提出期間内に必ず事務局に持参すること。なお、郵送による提出は認めない。

イ 提出書類の受領確認のため、受付番号を付した提出書類受領書を交付する。

(7) 提出部数

様式1から様式3及び本業務費見積書（様式は任意）は1部、様式6から様式11までは各10部提出とする。

(8) その他

提出された書類は返却しない。また、要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

12. 参加表明書等の記入要領及び注意事項

(1) 基本事項

参加表明書等は、本業務における取組体制について提案を求め、本業務を受注する者を特定するための資料であり、提案された内容のすべてが本業務の条件になるものではなく、また、本業務の具体的な内容や成果品の一部（設計図、透視図、模型写真等）の作成や提出を求めるものではない。なお、本業務は技術提案書に記載された内容を反映しつつ、市と協議の上、開始することとする。

(2) 第一次審査時における各様式作成及び記載上の留意事項

ア 様式1及び様式3については、第1構成員（代表者）、第2構成員併記の上、提出すること。

イ 様式2については、構成員毎に記載し提出すること。

ウ 様式6-1及び様式6-2については、各構成員の登録事務所の資格保有者について登録人数を記載する。

エ 施工業者は様式7について様式中「設計事務所」を「施工業者」と読み替え、構成員毎に記載し提出すること。

オ 様式7における業務実績とは、平成26年4月以降に日本国内で別表に示す該当施設の新築工事の実施設計を完了した実績を5件以内で記載する。なお、5件に満たない場合は実績のある業務を記入し、後は空欄とする。

カ 様式8-1から様式8-4における業務実績とは、平成26年4月以降に日本国内で別表に示す該当施設の新築工事並びに耐震改修工事の実施設計（様式8-3及び8-4においては施工）を完了した実績を、種別ごとに1件以上の記載をする。なお、様式8-2及び8-4の各担当主任技術者の業務実績にあつては業務実施上の条件となる500㎡以上の面積要件は必要ないものとする。

キ 様式8-2の「立場」は、関わった分担業務分野及び立場（総括責任者、担当主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。

ク 管理技術者、主任技術者、総括責任者及び監理技術者の資格証明書の写しを添付すること。

ケ 業務実績の記載に当たっては、同種施設の実績を優先するものとする。

(3) 第二次審査時における各様式作成及び記載上の留意事項

ア 様式9、様式10及び本業務費見積書については、提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な会社名等）は記載しないこと。

イ 様式9については、プロポーザル実施要領等の内容を踏まえた基本コンセプト、取組体制、工程管理、設計・施工チームの特徴、特に重視する本業務上の配慮事項等を日本工業規格A3横用紙片面1枚程度で簡潔に記載すること。

ウ 様式10は、本業務実施にあたっての計画概要及び6. プロポーザル（技術提案）のテーマに対する提案について及び施工中、施工後の対応等について日本工業規格A3横用紙片面3枚程度で記載する。

エ 様式9及び様式10の記載にあたっては、次の事項に留意すること。

① 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

② 文字は読みやすいように10.5ポイント以上の文字とする。なお、図・表中の文字についてはこの限りでないが読みやすさに配慮すること。

③ 視覚的表現については、文章を補完するために必要な範囲においてのみ認める。

オ 様式11については、プレゼンテーション及びヒアリングに参加する者について5名以内で記載すること。

カ 本業務費見積書について様式は任意とし、内訳は実施設計、公民館建築費、アーバンスポーツ施設整備費、照明施設整備費、外構の区分とし、消費税及び地方消費税込みの額を記入し提出すること。

13. 参加表明書等に関する質問書の提出場所及び方法

(1) 提出方法

プロポーザル実施要領に対する質問は、別紙「様式4プロポーザル実施要領に関する質問書」に、要求水準・技術提案に関する質問は、別紙「様式5要求水準・技術提案に関する質問書」に記入し、第1構成員（代表者）が事務局に持参、郵送、電子メール、又はFAXにより提出すること。ただし、持参以外の場合は必ず電話にて到着又は着信を確認すること。また、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。なお、本様式以外の方法による質問は受け付けない。

(2) 回答方法

プロポーザル実施要領に対する質問及び要求水準・技術提案に関する質問に対する回答は、9. 選定日程に示す指定日に美作市ホームページに掲載するものとする。

14. 参加資格がないとされた理由の説明要求
不合格の通知を受け取った日から起算して5日以内にFAXで行うこと。なお、送付先は、3-(2)に定める事務局とする。
15. 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施
参加資格適合者より第二次審査を行う。なお、第二次審査の実施日は令和6年12月上旬とし、参加資格適合者に対し日程等詳細を事前に通知するものとする。
また、第二次審査に参加する者は、事前に提出した様式11に記載の者以外の出席は認めないものとする。
16. 上限提案価格
本業務に係る提案上限価格は、551,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
17. 本業務費の支払い方法
美作市契約規則に記載の支払い方法による。
18. 本業務契約
 - (1) 契約の締結
市は、優先交渉権者と勝田公民館新築工事に関する設計・施工業務の契約交渉を行う。ただし、優先交渉権者に事故等があり契約が不調となった場合は、次点者を交渉の相手方とする。
 - (2) 契約の成立
本案件の契約は、優先交渉権者と決定された者と仮契約を締結し、市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定による議会の議決を経た後、本契約として成立する。なお、契約を締結するまでの間に優先交渉権者が市より指名停止の措置を受けた場合（指名停止要件に該当し契約後明らかに指名停止を受けることが明らかな場合を含む）は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、市は一切の損害賠償責任の責を負わない。
19. 結果の公表
契約者を決定した日の翌日以降に美作市ホームページで公表する。
20. 提出書類の取扱い
 - (1) 提出後の取扱い
 - ア 参加表明書等提出後において、原則として記載内容の変更、差し替え及び再提出は認めないものとする。ただし、市が指示した場合はこの限りではない。
 - イ 提出書類は審査に必要な範囲において複製することができるものとし、返却はしない。また、参加者において提出された書類を雑誌、広報紙、その他一般の閲覧

に供する場合は市の承諾を得ること。

(2) 著作権についての取扱い

技術提案書類の著作権は、技術提案書類を提出した者に帰する。また、技術提案書類を提出した者の技術提案書類について、市は最適な者の特定に関わる審査及び公表以外に技術提案書を提出した者に無断で使用しない。なお、技術提案書は返却しない。

(3) 特許権についての取扱い

技術提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、技術提案書類を提出した者が負う。

21. その他の事項

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3-(2)に定める事務局とする。

(2) プロポーザルの審査委員会委員及びその家族が関係する設計事務所等に所属する者は本プロポーザルに参加できない。

(3) 参加表明書等の提出者は、本業務に関して専門分野（総括、意匠担当を除く。）についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。

(4) 参加表明書等を提出したものが審査委員会委員又は関係者に本計画に関する接触を求めたときは失格とする。

(5) 参加表明書等が次のいずれかに該当する場合には、無効となる場合がある。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 本要領に指定する様式並びに 12. 参加表明書等の記入要領及び注意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、すでに発表されたものと同一あるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とし、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。

(6) 参加表明書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は必ず同等以上の技術者を配置し、美作市の了解を得なければならない。

(7) 参加表明書等の作成のために発注者から受領した各種資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

(8) 参加資格審査結果の通知（第一次審査結果）は、参加表明者（第1構成員（代表者））に通知する。

(9) 第一次審査及び第二次審査は非公開とし、審査結果は原則として公表する。

- (10) 第二次審査におけるプレゼンテーションは、パワーポイント等を用いたパソコン操作による内容説明を認める。
- (11) プレゼンテーションにおいて、あらかじめ提出した技術提案書以外の資料、模型等を使用した場合、提出された技術提案書は無効とする場合がある。ただし、様式9及び様式10に記載された文章、スケッチ等の範囲であれば、拡大用紙（パネル）を使用することは可とする。

(様式1)

参 加 表 明 書

勝田公民館新築工事設計・施工業務公募型プロポーザルに関係書類を添えて参加を表明
します。

なお、提出書類に虚偽がないことを誓約します。

令和 年 月 日

美作市長

【第1構成員（代表者）】

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者名

印

【第2構成員】

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者名

印

(様式2)

令和 年 月 日

美作市長

提出者 【第 構成員】

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者名

印

参加表明に係る申立書

勝田公民館新築工事設計・施工業務公募型プロポーザル参加資格について、法人等又はその代表者が次の事項に該当しないことを申し立てます。

記

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者または、同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者
2. 法律行為を行う能力を有しない者
3. 破産者で、復権を得ない者
4. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体及び役員のうち、暴力団構成員等に該当する者がいる団体
5. 税金の滞納がある者

(様式3)

特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

美作市長 萩原誠司様

共同企業体の名称

申請者 【第1構成員(代表者)】

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

【第2構成員】

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付けで公告のありました業務の入札に参加したく特定建設工事共同企業体を結成しましたので、別紙書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 業務名

2 添付書類

(1) 特定建設工事共同企業体協定書

(様式3-添付)

〇〇〇〇特定建設工事共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 美作市発注に係る勝田公民館新築工事設計・施工業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「設計・施工業務」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、設計・施工業務の請負契約の履行後〇箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 設計・施工業務を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該設計・施工業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 _____
商号又は名称 _____

所在地 _____
商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、設計・施工業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分代金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該設計・施工業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名 〇〇 %

会社名 〇〇 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の実施の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、設計・施工業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、設計・施工業務の請負契約の履行及び下請契約その他の設計・施工業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が設計・施工業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して設計・施工業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇ほか1社は、上記のとおり〇〇〇〇特定建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとともに、美作市へ1通を提出するものとする。

令和 年 月 日

⑩

⑩

(様式4)

令和 年 月 日

美作市長

【第1構成員(代表者)】 住所
商号又は名称
代表者名 印

担当部署
担当者指名
電話
F A X
e-mail

プロポーザル実施要領に関する質問書

勝田公民館新築工事設計・施工業務公募型プロポーザル実施要領について、次の項目について質問いたします。

番号	質問事項

(様式5)

令和 年 月 日

美作市長

【第1構成員（代表者）】 住所
商号又は名称
代表者名

印

担当部署
担当者指名
電話
F A X
e-mail

要求水準・技術提案に関する質問書

勝田公民館新築工事設計・施工業務要求水準・技術提案について、次の項目について質問いたします。

番号	質 問 事 項

(様式6-1)

商号又は名称

代表者名

印

設計事務所の概要

分野	資格・担当		人数	合計
建築	一級建築士	意匠	人 ()人	
		構造	人 ()人	
		積算	人 ()人	
	その他	意匠	人 ()人	
		構造	人 ()人	
		積算	人 ()人	
電気設備	建築設備士・技術士・一級建築士		人 ()人	
	その他		人 ()人	
機械設備	建築設備士・技術士・一級建築士		人 ()人	
	その他		人 ()人	
その他	土木・造園等の資格者		人 ()人	人 ()人
備考				
1. 複数の分野を担当する者は、主たる分野について記入する				
2. 複数の資格を有する者は、いずれか一つの資格の保有者とする				
3. 人数欄は、美作市競争入札参加資格者名簿の登録事務所の社員数とする				
4. 人数欄の()には、協力事務所の当該業務に参加する人数を記入する				

(様式6-2)

商号又は名称

代表者名

印

施工業者の概要

資格	人数	合計
一級建築士	人 ()人	
監理技術者	人 【 】人 ()人	
主任技術者	人 【 】人 ()人	
		人 【 】人 ()人
備考 複数の分野を担当する者は、主たる分野について記入する 複数の資格を有する者は、いずれか一つの資格の保有者とする 人数欄は、美作市競争入札参加資格者名簿の登録事務所の社員数とする 人数欄の【 】には、各資格者のうち一級建築士の資格を有する者の人数を記入する 人数欄の()には、協力事務所の当該業務に参加する人数を記入する		

(様式7)

【第 構成員】

商号又は名称

代表者名

印

設計事務所（施工業者）の業務実績

業務名	発注者	単独 又は JV	施設の概要		設計(施工) 業務完了 年月日
			用途	構造・階数 延床面積	
業 務 実 績					
備考					
1. 実績は、平成26年4月以降に日本国内で新築業務の設計（施工）実績について記入すること。					
2. 業務実績は、実施要領に記載の別表に示す該当施設の実績を記入。					
3. 第1構成員については、実績業務のCORINSの写し、又は実績の分かるものの写しを添付すること。					
第2構成員については、設計実績の分かるものの写しを添付すること。					

(様式 8-1)

商号又は名称

代表者名

印

管理技術者の業務実績

			管理技術者
氏 名			
年 齢			
実務経験 年 数			
資格及び 取得年月			
業 務 実 績	新 築 設 計	地 方 公 共 団 体	
		民 間 企 業	
	耐震改修 設計		
備考			
1. 年齢および実務経験年数は、令和 6 年 4 月 1 日現在で記入			
2. 管理技術者は設計部門とする。			
3. 業務実績については、平成 26 年 4 月以降に日本国内で新築・耐震改修設計を完了したものを記載すること。			
4. 業務実績については項目ごとに 1 件を記載すること。			
5. 資格証明書の写しを添付すること。			

(様式 8-2)

商号又は名称

代表者名

印

各担当主任技術者の業務実績（設計業務）

分野	種別		主な業務実績 (平成 26 年 4 月以降に新築・耐震改修設計を完了したもの)				
			業務名	構造・階数 延床面積	業務期間	立場	同種 類似
○意匠担当 氏名 年齢 経験年数 資格取得 年月日	新築 設計	地方 公共 団体					
		民間 企業					
	耐震改修 設計						
○構造担当 氏名 年齢 経験年数 資格取得 年月日	新築 設計	地方 公共 団体					
		民間 企業					
	耐震改修 設計						

(様式8-2) 続き

	種別		主な業務実績 (平成26年4月以降に新築・耐震改修設計を完了したもの)				
			業務名	構造・階数 延床面積	業務期間	立場	同種 類似
○電気機械 設備担当	新 築 設 計	地方 公共 団体					
氏名		民間 企業					
年齢							
経験年数							
資格取得 年月日	耐震改修 設計						
備考							
<p>1. この表は、受注した場合の各主任技術者を記入すること。</p> <p>2. 経験年数1年未満は切り捨てとする。</p> <p>3. 主任技術者が協力事務所に所属する場合は、担当・氏名の下に二重線でアンダーラインを引くこと。(その場合は、協力事務所について様式は任意とするが事務所名、代表者名、分担業務内容、協力理由等添付すること。)</p> <p>4. 業務実績については、平成26年4月以降に日本国内で新築・耐震改修設計を完了したものを記載すること。(面積要件は必要なし)</p> <p>5. 業務実績については種別ごとに1件を記載すること。</p> <p>6. 資格証明書の写しを添付すること。</p>							

(様式 8-3)

商号又は名称

代表者名

印

総括責任者等の業務実績

			総括責任者	現場代理人	監理技術者
氏 名					
年 齢					
実務経験 年 数					
資格及び 取得年月					
業 務 実 績	新 築 工 事	地方 公共 団体			
		民 間 企 業			
	耐震改修 工事				
備考					
1. 年齢および実務経験年数は、令和 6 年 4 月 1 日現在で記入。					
2. 総括責任者は現場代理人を兼務できるものとする。					
3. 「法令による免許・国家資格」の写し、入札参加資格確認申請日以前に 3 月以上の雇用があることを証明する書類の写し、監理技術者資格者証の写し、及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。					
4. 業務実績については、平成 26 年 4 月以降に日本国内で新築・耐震改修工事の施工を完了したものを記載すること。					
5. 業務実績については種別ごとに 1 件の記載とする。					

(様式 8-4)

商号又は名称

代表者名

印

主任技術者の業務実績（施工業務）

分野	種別		主な業務実績 (平成 26 年 4 月以降に新築・耐震改修工事を完了したもの)				
			業務名	構造・階数 延床面積	業務期間	立場	同種 類似
氏名	新築 工事	地方 公共 団体					
年齢		民間 企業					
経験年数							
資格取得 年月日	耐震改修 工事						
備考							
1. この表は、受注した場合の主任技術者を記入すること。							
2. 経験年数 1 年未満は切り捨てとする。							
3. 主任技術者が協力事務所に所属する場合は、担当・氏名の下に二重線でアンダーラインを引くこと。（その場合は、協力事務所について様式は任意とするが事務所名、代表者名、分担業務内容、協力理由等添付すること。）							
4. 業務実績については、平成 26 年 4 月以降に日本国内で新築・耐震改修工事の施工を完了したものを記載すること。（面積要件は必要なし）							
5. 業務実績については種別ごとに 1 件を記載すること。							
6. 資格証明書の写しを添付すること。							

(様式 9)

勝田公民館新築工事設計・施工業務実施方針等

1. 勝田公民館新築工事設計・施工に対する基本コンセプト、本業務の実施方針、取組体制、施工体制、業務を遂行する上で特に重視する配慮事項等を本様式片面 1 枚程度に簡潔に記述すること。
2. 文字の大きさは、10.5 ポイント以上とする。(図表中の文字はこの限りではない。)
3. 提出者を特定することができる内容の記述(会社名等)は記載してはならない。
(協力事務所等を含む)
4. 用紙の大きさは日本工業規格 A3 サイズとする。

(様式 10)

勝田公民館新築工事に係る技術提案

1. 本要領に記載されたテーマに対する提案及び施工中、施工後の対応等については本様式片面 3 枚程度とし、基本的な考えを簡潔に記述すること。
2. 文字の大きさは、10.5 ポイント以上とする。(図表中の文字はこの限りではない。)
3. 提出者を特定することができる内容の記述(会社名等)は記載してはならない。
(協力事務所等を含む)
4. 用紙の大きさは日本工業規格 A3 サイズとする。

(様式 1 1)

令和 年 月 日

美作市長 萩原 誠司 様

商号又は名称

代表者名

管理技術者名



勝田公民館新築工事設計・施工業務公募型プロポーザル参加者名簿

	参加者氏名	会社名
1		
2		
3		
4		
5		

※ 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に参加される方の氏名及び会社名を5名以内で記入してください。

※ 原則、本様式の提出後において参加者の交代は認めないものとする。